## 習志野市経営改革推進本部設置要綱

平成18年3月27日 公告第17号

(設置)

第1条 経営改革の推進を図るため、習志野市経営改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(平20公告32・一部改正)

(所掌事務)

- 第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 自治体経営戦略の企画立案に関すること。
  - (2) 自律的な都市経営の推進に関すること。
  - (3) その他経営改革に係る重要事項に関すること。

(平20公告32・一部改正)

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長を、本部員には別表に掲げる職にある者をもって充てる。 (平19公告32・平20公告105・一部改正)

(職務)

- 第4条 本部長は、本部を統括し、本部を代表する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(委員会)

- 第6条 本部の下部組織として、習志野市経営改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 自治体経営戦略の調査研究に関すること。
- (2) 経営改革プランの検討及び調整に関すること。
- (3) 経営改革プラン改革工程表の検討及び調整並びに進行管理に関すること。
- (4) その他本部長からの指示事項
- 3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 4 委員長には副市長を、副委員長には企画政策部長を、委員には別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 7 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。
- 8 委員長は、必要と認めたときは委員会の構成委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(平19公告32・平19公告151・平20公告32・一部改正)

(専門部会)

- 第7条 委員会は、必要に応じて専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。
- 2 部会は、委員長の指名する委員及び専門部員をもって組織し、部会の長は、委員長が指名する。

3 専門部員は、職員のうちから委員長が指名する。

(庶務)

第8条 本部、委員会及び部会の庶務は、経営改革推進室において処理する。

(平18公告122・平20公告32・一部改正)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年11月15日公告第122号)

この公告は、公示の日から施行する。

附 則(平成19年3月22日公告第32号)

この公告は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月10日公告第81号)

この公告は、平成19年7月11日から施行する。

附 則(平成19年12月5日公告第151号)

この公告は、公示の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日公告第32号)

この公告は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年7月1日公告第105号)

この公告は、公示の日から施行する。

附 則(平成22年4月1日公告第57号)

この公告は、公示の日から施行する。

別表(第3条第2項及び第6条第4項) (平19公告32・平19公告151・平20公告32・平20公告105・一部改正)

本部員			 委 員
1	教育長	1	企画政策部次長
2	企業管理者	2	総務部次長
3	消防長	3	財政部次長
4	企画政策部長	4	環境部次長
5	総務部長	5	市民経済部次長
6	財政部長	6	保健福祉部次長
7	環境部長	7	都市整備部次長
8	市民経済部長	8	こども部次長
9	保健福祉部長	9	議会事務局次長
10	都市整備部長	10	監査委員事務局長
11	こども部長	11	選挙管理委員会事務局長
12	会計管理者	12	農業委員会事務局長
13	議会事務局長	13	教育総務部次長
14	副教育長	14	学校教育部次長
15	教育総務部長	15	生涯学習部次長
16	学校教育部長	16	消防本部次長
17	生涯学習部長	17	企業局業務部次長
18	企業局業務部長	18	企業局工務部次長
19	企業局工務部長		